

令和7年度「尼みやげ」募集要項



1 「尼みやげ」の認証について

尼崎市と一般社団法人あまがさき観光局では、令和4年度より尼崎を代表する土産物を「尼みやげ」として認証し、尼崎の魅力を全国に発信し、尼崎市内の産業の振興を図っています。

尼みやげとは次のような商品です。

- ・尼崎へ観光または出張した時に土産物として、またご家庭へのお土産としてお薦めする、尼崎を代表する定番商品。
- ・ご近所の知人やお世話になった方などへの贈り物として喜ばれる商品。

2 認証のメリット

認証商品の事業者には次のようなメリットがあります。

- ・市報や市ホームページ、あまがさき観光局ホームページ、リーフレット等で商品のPRし広報支援します。
- ・観光案内所での販売、イベント時にスポット販売、あまがさき観光局のインターネット通販サイトでの取り扱いやふるさと納税返礼商品など販路開拓を支援します。(但し、全ての認証商品を必ず取り扱えるとは限りません。)
- ・尼みやげの認証マークを使用することができます。
認証マークシールとミニのぼりを提供します。商品にシールを貼り、商品陳列コーナーにミニのぼりを設置することによって店頭での販売促進を支援します。

3 令和7年度の対象商品

今年度は、食品・雑貨ともに以下のいずれかのテーマに合う商品を募集します。

【テーマ1】尼崎城を想起させる商品(対象:食品・雑貨)

商品やパッケージの形状や商品名等から尼崎城をイメージすることができ、城にまつわるエピソード等が盛り込まれているもの。

【テーマ2】尼みやげ認証商品やあまやさい(尼崎市産の野菜)を使用した商品(対象:食品)

原材料にこれまでに認証された尼みやげやあまやさいが使われているもの。

【テーマ3】その他、尼崎ならではのストーリー性のある商品(対象:食品・雑貨)

※但し、食品については、土産物等として持ち帰りできる加工食品に限ります。(お店で飲食する加工食品は除く) 雑貨については、贈り物としてふさわしい、尼崎ならではの商品に限ります。



これまでの
尼みやげ認証商品
について



あまやさい
について

4 申請者の資格

- (1) 尼崎市内に事業所を有し、認証を受けようとする商品を国内で製造(他事業者へ委託して製造する場合を含む)している者。
- (2) 販売できる場所や取引先等を有していること。
- (3) 商品が認証された際、観光価値向上のためのPR活動に協力できること。

5 募集期間

令和7年7月1日(火)から同年9月30日(火)17時30分まで

※郵送の場合は当日必着、Eメールの場合は9月30日(火)17時30分までに受信

6 提出書類等

※申請書及び推薦書の様式は、「7 募集案内ページ」からダウンロードできます。

●尼みやげ認証申請書(様式第1号)

●添付書類

(1) 推薦書(様式第2号)※事業者自らが申請する場合は不要

(2) 申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は規約その他これに類する書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本の写し（申請受付時点において発行日から3か月以内のもの）

個人にあっては、申請者の住民票（申請受付時点において発行日から3か月以内であって、本籍地及び個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

(3) 国税、地方税に未納のないことの証明書（納税証明書）

(4) 申請に係る生産、製造、販売等について、法令等に基づく許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し（食品営業許可など）

(5) 申請商品の一括表示ラベル

(6) 申請商品の写真

(7) 申請商品の現物見本（提出時期については、追って認証者が指定する日時に提出）

(8) その他認証者が別に定めるもの

7 募集案内ページ

令和7年度 尼みやげ認証商品の募集について

https://kansai-tourism-amagasaki.jp/ama-miyage_2025/

詳しくは
こちらから→



8 提出方法

「12 提出先・問い合わせ先」へ Eメール※・郵送・直接持参により提出してください。

Eメールにより提出する場合は、添付書類(2)~(8)のうち添付ファイル送信できない書類は別途、期限内に郵送または持参してください。期限内に届かない場合は、審査対象となりません。

9 提出部数

「6 提出書類等」の申請書及び添付書類について、郵送・持参により提出する書類は、各1部提出してください。

※申請商品の現物見本の提出時期・提出個数については、追って事務局から連絡します。

10 認証審査

提出された申請書類等を予備審査の上、尼みやげ審査会において、「尼みやげ認証基準」に基づき審査を行います。

○審査項目

7項目（物語性、尼崎らしさ、独自性、市場性、土産物としての適性、将来性、SDGs）

○審査の流れ

(1) 予備審査

申請者から提出された申請書類等について、提出漏れがないか必要事項を満たしているか、事務局にて予備審査をします。

(2) 本審査（第1次審査：書類審査、第2次審査：現物審査）

提出された申請書類等の内容について第1次審査（書類審査）し、次に申請商品の現物について第2次審査（現物審査）をします。

審査の最終結果については、令和7年10月下旬頃に申請者に対して通知します。

申請商品の現物見本の提出方法等については、別途申請者に通知します。（9月末頃予定）

11 認証商品数

認証数については、1事業者当たり最大5商品までとします。

同じ商品でフレーバーや色等種類が複数あるものは、それぞれ種類ごとに申請せず、複数種類まとめて1商品とします

例) バニラ風味、抹茶風味、イチゴ風味の3種類のフレーバーがあるクッキー場合、「クッキー」として1商品応募。フレーバーごとに3商品の応募は不可。

12 提出先・問い合わせ先（認証者事務局）

一般社団法人あまがさき観光局 〒660-0862 尼崎市開明町2丁目1番1号 尼崎市開明庁舎 2階

TEL:06-6417-4946

FAX:06-6417-5146

E-mail:kankou@ama-t.or.jp

URL:https://kansai-tourism-amagasaki.jp/ama-miyage_2025/